市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
あ	芦生田	農業振興地域内の農用地区域								
		1　国道１４４号線沿			純 3.0	純 9.0				
		2　上記以外の地域			純 2.8	純 8.8				
		上記以外の地域								
		1　奥間								
		（1）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９８円以上のものについてはその評価額を２９８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 4.2	純 9.2	純 6.8	純 6.2		
		2　上記以外の地域								
		（1）国道１４４号線沿	30	1.1	中 4.0	中 13	中 8.9	中 8.9		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 2.9	純 9.2	純 6.8	純 6.2		
い	今井	農業振興地域内の農用地区域								
		1　国道１４４号線沿			純 3.5	純 7.4				
		2　上記以外の地域			純 3.4	純 7.3				
		上記以外の地域								
		1　国道１４４号線沿	30	1.1	中 4.7	中 9.3	中 7.1	中 5.8		
		2　上記以外の地域	30	1.1	純 3.6	純 7.4	純 5.6	純 4.4		
お	大笹	農業振興地域内の農用地区域								
		1　国道１４４号線沿			純 7.3	純 9.6				
		2　上記以外の地域			純 5.8	純 8.6				
		上記以外の地域								
		1　三本松、大原、南木尻								
		（1）ニイガタサンハウス分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２３７円以上のものについてはその評価額を２３７円とみなして右の倍率を適用する	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
お	大笹	。）								
		（２）寿産業分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３３８円以上のものについてはその評価額を３３８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		（３）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２８１円以上のものについてはその評価額を２８１円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.4	—	—	中 7.4	中 7.4		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 7.1	純 9.6	純 10	純 10		
		２　上記以外の地域								
		（１）国道１４４号線沿	30	1.1	中 9.0	中 13	中 12	中 12		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 5.8	純 9.1	純 6.9	純 6.9		
	大前	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿			純 7.1	純 15				
		２　上記以外の地域			純 4.2	純 8.2				
		上記以外の地域								
		１　細原								
		（１）大蔵屋開発分譲地（プリンスランド）								
		イ　７次地区（県道大笹・北軽井沢線より南側の地域）								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり７１９円以上のものについてはその評価額を７１９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
お	大前	ロ　１次地区（星の街）２次地区（虹の街）３次地区（森の街）のうち浅間大通り沿（プレイランド入口からロータリーまでの区間）を除く地域、４次地区（花の街）５次地区（鳥の街）６次地区（空の街）のうち空の街坂上から高羽根沢通り上流の地域、８次地区（月の街）								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり４５２円以上のものについてはその評価額を４５２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.3	－	－	中 7.3	中 7.3		
		ハ　６次地区（空の街）のうち空の街坂上から高羽根沢通り下流の地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３５７円以上のものについてはその評価額を３５７円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.5	－	－	中 7.5	中 7.5		
		ニ　上記以外の地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり６１４円以上のものについてはその評価額を６１４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	－	－	中 7.1	中 7.1		
		（２）寿産業分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３３８円以上のものについてはその評価額を３３８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	－	－	中 6.9	中 6.9		
		（３）上記以外の地域								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
お	大前	イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６０円以上のものについてはその評価額を２６０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	－	－	中 7.0	中 7.0		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 9.0	純 13	純 10	純 10		
		２　上記以外の地域								
		（１）国道１４４号線沿	30	1.1	中 9.0	中 20	中 12	中 12		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 4.4	純 8.3	純 6.0	純 6.0		
か	門貝	万座温泉	40	1.1	純 5.4	純 9.2	純 5.6	純 6.3		
		上記以外の地域	30	1.1	純 6.3	純 9.6	純 5.6	純 6.9		
	鎌原	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿、浅間・白根火山ルート（有料道路）沿			純 6.2	純 9.2				
		２　上記以外の地域			純 4.8	純 9.1				
		上記以外の地域								
		１　大カイシコ								
		（１）三井不動産、第一観光開発分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり４１２円以上のものについてはその評価額を４１２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.3	－	－	中 7.3	中 7.3		
		（２）紀州鉄道分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり４１８円以上のものについてはその評価額を４１８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	－	－	中 7.1	中 7.1		
		（３）日本興業管理地区								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３３４円以上のものについてはその評価額を３３４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.9	―	―	中 7.9	中 7.9		
		（４）王領地地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３９６円以上のものについてはその評価額を３９６円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	―	―	中 6.9	中 6.9		
		（５）雪見地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９２円以上のものについてはその評価額を２９２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.8	―	―	中 7.8	中 7.8		
		（６）あやめヶ原地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３２５円以上のものについてはその評価額を３２５円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.7	―	―	中 7.7	中 7.7		
		（７）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３１５円以上のものについてはその評価額を３１５円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.6	―	―	中 7.6	中 7.6		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 6.9	純 5.5		
		２　横築地								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	（１）１４３９番地のうちの次の枝番地 １、１０６、１９８～２０６、 ２０９～２１６、２１９～２２６、 ２３０～２３５、２４３、２５０～ ２５２、２７２、２７６、２７７、 ２８１、２９９～３０１、３１０、 ３１４、３１７、３３６、３３７、 ３３９、３４０、３４２～３５１、 ３５８、３６０～３７１、４１４、 ４２５								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３２５円以上のものについてはその評価額を３２５円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.4	—	—	中 7.4	中 7.4		
		（２）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９４円以上のものについてはその評価額を２９４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 7.1	純 5.6		
		３　鬼の泉水								
		（１）東武百貨店分譲地、 軽井沢高原ビレッジ分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり６９７円以上のものについてはその評価額を６９７円とみなして右の倍率を適用する。）	40	4.0	—	—	中 4.0	中 4.0		
		（２）クレソンタウン								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９２円以上のものについてはその評価額を２９２円とみなして右の倍率を適用する	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	。） （３）日本興業管理地区 イ　県道大笹・北軽井沢線より南側の地域 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３３４円以上のものについてはその評価額を３３４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.8	—	—	中 6.8	中 6.8		
		ロ　上記以外の地域 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３０３円以上のものについてはその評価額を３０３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.3	—	—	中 7.3	中 7.3		
		（４）上記以外の地域 イ　県道大笹・北軽井沢線より南側の地域、日本興行管理地区北側の１０５３番地 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２７６円以上のものについてはその評価額を２７６円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.0	—	—	中 6.0	中 6.0		
		ロ　上記以外の地域 （イ）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３０３円以上のものについてはその評価額を３０３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		（ロ）上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 7.1	純 5.6		
		４　藤原								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	（１）浅間ハイランド								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３８８円以上のものについてはその評価額を３８８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	－	－	中 7.2	中 7.2		
		（２）パークヒル浅間地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３０１円以上のものについてはその評価額を３０１円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	－	－	中 7.0	中 7.0		
		（３）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２４３円以上のものについてはその評価額を２４３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	－	－	中 6.6	中 6.6		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 7.1	純 5.6		
		５　湯本								
		（１）浅間・白根火山ルート（有料道路）より東側の地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３２８円以上のものについてはその評価額を３２８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	－	－	中 7.0	中 7.0		
		（２）日廣商事、日本興業、ニイガタサンハウス分譲地								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり４８９円以上のものについてはその評価額を４８９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		（３）浅間ハイランド								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３８８円以上のものについてはその評価額を３８８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.6	—	—	中 7.6	中 7.6		
		（４）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２２０円以上のものについてはその評価額を２２０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 7.1	純 5.6		
		６　立野								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２８７円以上のものについてはその評価額を２８７円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.3	—	—	中 7.3	中 7.3		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		７　城山、上ノ原								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９５円以上のものについてはその評価額を２９５円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 11	純 8.9	純 5.6		
		８　群馬坂								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	（１）寿産業分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９３円以上のものについてはその評価額を２９３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		（２）大正観光分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１９０円以上のものについてはその評価額を１９０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.8	—	—	中 5.8	中 5.8		
		（３）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１５１円以上のものについてはその評価額を１５１円とみなして右の倍率を適用する。）	40	4.6	—	—	中 4.6	中 4.6		
		ロ　上記以外の地域	30	1.2	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		９　柏木塚								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２００円以上のものについてはその評価額を２００円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.9	—	—	中 5.9	中 5.9		
		（２）上記以外の地域	30	1.2	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		１０　板橋原								
		（１）西武不動産の管理している地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９０円以上のものについてはその評価額を２９０円とみなして右の倍率を適用する	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	。） （２）紀州鉄道分譲地 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９３円以上のものについてはその評価額を２９３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（３）上記以外の地域 イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２３２円以上のものについてはその評価額を２３２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		ロ　上記以外の地域	30	1.2	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		１１　向林、向原 （１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２８４円以上のものについてはその評価額を２８４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.0	純 4.9		
		１２　大畑 （１）大蔵屋開発分譲地（プリンスランド） 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり４００円以上のものについてはその評価額を４００円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.3	—	—	中 7.3	中 7.3		
		（２）大畑緑ヶ丘地区（青葉湖より北側及び西側の地域）								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３０９円以上のものについてはその評価額を３０９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.8	—	—	中 6.8	中 6.8		
		（３）嬬恋の森								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３６３円以上のものについてはその評価額を３６３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.7	—	—	中 7.7	中 7.7		
		（４）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２８２円以上のものについてはその評価額を２８２円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 7.1	純 5.6		
		１３　当籠								
		（１）四季リフレス分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９０円以上のものについてはその評価額を２９０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		（２）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１５７円以上のものについてはその評価額を１５７円とみなして右の倍率を適用する。）	40	3.9	—	—	中 3.9	中 3.9		

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		１４　四良戸沢								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２８０円以上のものについてはその評価額を２８０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	－	－	中 7.2	中 7.2		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		１５　笹塚								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２９８円以上のものについてはその評価額を２９８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	－	－	中 6.7	中 6.7		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		１６　中原								
		（１）三洋開発分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２８９円以上のものについてはその評価額を２８９円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	－	－	中 6.7	中 6.7		
		（２）上記以外の地域								
		イ　山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２８０円以上のものについてはその評価額を２８０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	－	－	中 6.9	中 6.9		
		ロ　上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		１７　柏木原、中後原								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３５０円以上のものについてはその評価額を３５０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	－	－	中 6.6	中 6.6		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		１８　広川原								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり１４３円以上のものについてはその評価額を１４３円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.4	－	－	中 5.4	中 5.4		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.7	純 13	純 8.9	純 5.6		
		１９　上記以外の地域								
		（１）浅間・白根火山ルート（有料道路）沿	30	1.1	中 8.7	中 14	中 11	中 8.9		
		（２）国道１４４号線沿	30	1.1	中 7.7	中 13	中 11	中 8.9		
		（３）上記以外の地域	30	1.1	純 5.0	純 9.2	純 6.4	純 4.4		
さ	西窪	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿			純 3.9	純 7.7				
		２　上記以外の地域			純 3.7	純 7.3				
		上記以外の地域								
		１　国道１４４号線沿	30	1.1	中 5.2	中 11	中 8.9	中 8.9		
		２　上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 7.5	純 6.3	純 5.7		
た	田代	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿、主要地方道東御・嬬恋線沿、村道田代中央線沿			－	純 9.6				
		２　上記以外の地域			－	純 9.1				
		上記以外の地域								
		１　吾妻山								

市区町村名：吾妻郡嬬恋村　　中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
た	田代	（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２７８円以上のものについてはその評価額を２７８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	－	－	中 6.7	中 6.7		
		（２）上記以外の地域								
		イ　主要地方道東御・嬬恋線沿	40	1.1	－	中 14	中 6.7	中 6.1		
		ロ　国道１４４号線沿、村道田代中央線沿	30	1.1	－	中 14	中 10	中 10		
		ハ　上記以外の地域	30	1.1	－	純 9.1	純 6.7	純 5.9		
		２　上記以外の地域								
		（１）主要地方道東御・嬬恋線沿	40	1.1	－	中 14	中 6.7	中 6.1		
		（２）国道１４４号線沿、村道田代中央線沿	30	1.1	－	中 14	中 10	中 10		
		（３）上記以外の地域	30	1.1	－	純 9.1	純 6.7	純 5.9		
ふ	袋倉	全域	30	1.1	純 3.1	純 9.2	純 5.7	純 5.0		
ほ	干俣	万座温泉	40	1.1	純 5.4	純 9.2	純 5.6	純 6.2		
		上記以外の地域	30	1.1	純 5.2	純 9.1	純 5.3	純 5.3		
み	三原	農業振興地域内の農用地区域								
		１　国道１４４号線沿			純 4.7	純 13				
		２　上記以外の地域			純 4.3	純 9.6				
		上記以外の地域								
		１　国道１４４号線沿	30	1.1	中 6.2	中 17	中 12	中 12		
		２　上記以外の地域	30	1.1	純 4.6	純 11	純 5.6	純 5.6		